新潟県条例第55号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第１条　職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（目的） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに経費の適切な支出を図ることを目的とする。	（目的） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第６項の規定に基き、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに経費の適切な支出を図ることを目的とする。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（目的） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。	（目的） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第６項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。
（昇給） **第12条**　職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。	（昇給） **第12条**　職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。
２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を４号給（人事委員会規則で定める職員にあつては、３号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給（人事委員会規則で定める職員にあつては、３号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
３～６　（略）	３～６　（略）
（勤勉手当） **第26条**　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前におい	（勤勉手当） **第26条**　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇

て人事委員会規則で定める日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
２～５　（略）	２～５　（略）

（市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（昇給） **第11条**　職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。	（昇給） **第11条**　職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。
２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を４号給（人事委員会規則で定める職員にあつては、３号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給（人事委員会規則で定める職員にあつては、３号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
３～６　（略）	３～６　（略）
（勤勉手当） **第27条**　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	（勤勉手当） **第27条**　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは法第16条第１号に該当して法第28条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
２・３　（略）	２・３　（略）

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第４条　義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第３条及び第６条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条及び第２条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第６項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第３条及び第６条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条及び第２条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第５条　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年新潟県条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（職員の派遣） **第２条**　（略） ２　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　（略） (3)　地方公務員法第22条第１項に規定する条件付採用になつている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5)　（略）	（職員の派遣） **第２条**　（略） ２　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　（略） (3)　地方公務員法第22条第１項に規定する条件附採用になつている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5)　（略）

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第６条　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟県条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（目的） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、一般職の職員の勤務時間、休日、休暇及び休業に関し必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） **第１条**　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第６項の規定に基づき、一般職の職員の勤務時間、休日、休暇及び休業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第７条　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第２条第３号、第３条	（趣旨） **第１条**　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第２条第３号、第３条

第１項、第５条第１項及び第６条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、公設試験研究機関（法第２条第１号の公設試験研究機関をいう。以下同じ。）の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。	第１項、第５条第１項及び第６条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第６項の規定に基づき、公設試験研究機関（法第２条第１号の公設試験研究機関をいう。以下同じ。）の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第８条　公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（職員の派遣） **第２条**　（略） ２　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　（略） (3) 地方公務員法第22条第１項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5)　（略） ３　（略） （法第10条第１項に規定する条例で定める職員） **第11条**　法第10条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　（略） (3) 地方公務員法第22条第１項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5)　（略）	（職員の派遣） **第２条**　（略） ２　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　（略） (3) 地方公務員法第22条第１項に規定する条件附採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5)　（略） ３　（略） （法第10条第１項に規定する条例で定める職員） **第11条**　法第10条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　（略） (3) 地方公務員法第22条第１項に規定する条件附採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5)　（略）

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第９条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第３条第１項及び第２項、第４条、第５条、第６条第２項並びに第７条第１項及び第２項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、一般職の職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第３条第１項及び第２項、第４条、第５条、第６条第２項並びに第７条第１項及び第２項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第６項の規定に基づき、一般職の職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第10条　新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（任命権者の報告） **第２条**　任命権者は、毎年７月31日までに、知事に対し、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。 (1)　（略） (2)　職員の人事評価の状況 (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） (8)　職員の退職管理の状況 (9)　職員の研修の状況 (10)　（略） (11)　（略）	（任命権者の報告） **第２条**　任命権者は、毎年７月31日までに、知事に対し、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。 (1)　（略） (2)　（略） (3)　（略） (4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　職員の研修及び勤務成績の評定の状況 (8)　（略） (9)　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（平成29年１月１日に行われる昇給に関する経過措置）

2　平成29年１月１日に行われる昇給については、第２条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職員給与条例」という。）第12条又は第３条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。）第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（平成28年６月に支給する勤勉手当に関する経過措置）

3　平成28年６月に支給する勤勉手当については、改正後の一般職員給与条例第26条又は改正後の市町村立学校職員給与条例第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。